

広島県告示第五百七十六号

建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）第九条第一項の規定によって、次のとおり免許を取り消した。

令和六年五月三十日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 免許の取消しをした年月日

令和六年五月三十日

二 免許の取消しを受けた建築士

1 氏名

木下 諒

2 一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別及び登録番号

二級建築士（広島県知事登録第一八九五三号）

三 免許の取消しの理由

建築士法第九条第一項第二号（同法第八条の二第二号による届出）による届出があったため。